特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、総会が別に定める。

付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成26年4月1日から適用する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項] 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

	収 益 源	東の内訳	金額
	5	受取会費	2,011,500 F
	受	取寄附金	1,796,528 F
	受耳	双助成金等	10,820,848 F
	自ヨ	主事業収益	57,857,503 F
	科学等	学術事業収益	0 F
	Ž	受取利息	17,688 F
	研究1	センター収益	0 F
	7	の他収益	8,000 F
			F
			F
			F
			F
			F
			F
	合	計	
2) 借入金の		入 先	72,512,067 F 金 額
2) 借入金の	明細		72,512,067 F 金 額
2)借入金の	明細	入 先	72,512,067 F 金 額 F
2) 借入金の	明細	入 先	32,512,067 F
2) 借入金の	明細	入 先	金 額 F F F F F F F F F F F F F F F F F F
2) 借入金の	明細	入 先	32,512,067 F 金額 F F F F F

2 取引の内容に関する事項[次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		12,433,646	自主事業及び科学学術事業
		11,359,516	自主事業及び科学学術事業
		11,078,099	自主事業及び科学学術事業
		9,969,070	自主事業及び科学学術事業
		3,000,000	活動助成

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

2/ 頁/10011 9 0 4/	<u> </u>		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		12,550,223	総合運用事業費及び科学学 術事業費? 富士山測候所 への荷物運搬料
		4,023,800	富士山送電線の保守
		3,323,359	富士山測候所及び周辺地の 電力料金
		990,000	富士山気象観測データ
		572,000	富士山測候所のし尿処理

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)25/02/21入力済み

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		富士山測候所及び 御殿場基地の利用 者料	令和6年 8月~9 月	27,600 円	富士山測候所及び御 殿場基地の利用者料 金の約 20%割引
				円	
				円	
				円	

口 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の	額	その他の取引条件等
なし					円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の)氏名等	法人との関係	役務の提供の内 容	役務の提 供年月日	対	価	Ø	額	その他の取引条件等
				R5 年 8 月 25 日		12,	603,	,214	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5 年 7 月 31 日		11,	459	,322	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5 年 7 月 31 日		10,	873,	,766	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5 年 8 月 31 日		10,	782,	,910	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5 年 10月25 日			189,	,919	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5 年 10月17 日			362	,050	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5 年 10月3 日			15,	,000	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5年11 月27日			455,	,800	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5年11 月24日			364,	,257	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5 年 10月17 日			142	,207	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5年11 月22日			153,	,532	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R6 年 4 月 30 日			443,	,700	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R5年11 月27日			44	,000	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R6 年 1 月 31 日		1,	548	,996	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R6 年 2 月 13 日			331	,800	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R6 年 2 月 15 日			100	,500	2023 年度富士山測 候所利用料金表によ る(収入)
				R6 年 1 月 26 日			334,	,300	2023 年度富士山測

R5 年 10月27 日	13,183,786	請求書による(支出)
R5 年 6 月 12 日	2,684,000	請求書による(支 出)
R5 年 9 月 7 日	858,000	請求書による(支 出)
		

3 寄附者に関する事項 [寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄 附 金 額 受領年月日
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

4 役員等に対する報酬又は給与の状況[イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しく は三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

又は に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
	職 名			

(注2)注1の ~ の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額
								8	人											12	2,83	88,530 円

5 支出した寄附金に関する事項[支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住	所	等	支	出年	三月	目	支	出	金	額	寄	附	D	目	的	속
なし											円						
											円						
											円						
											円						
				É	/ II		計				円						
				<u> </u>													

6 海外への送金等に関する事項 [海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
	.なし	,				F
						 F
						F
						F
		•				F
						F
						F
						F
						F
						F

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	チェック 欄
3 運営約	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること	,
イ 役員	員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	√

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

<u> 1</u>							
		項目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の	割合	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ	割合
			1又貝奴	グループの人 数	(÷)	る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	(÷)
×	分						
(a)	令和6年4月1日~ 月31日	~令和7年3	28人	0人	0%	2	7.1%
(b)	年月日~年	月日	人	人	%	人	%
©	年月日~年	月日	人	人	%	人	%
a	年月日~年	月日	人	人	%	Α.	%
e	年月日~年	月日	人	人	%	Α.	%
①	年月日~年	月日	人	人	%	Д	%
申	請	時	人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) 及び については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	(b)	©	@	e	(f)	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はいいえ	はいいた	はいいえ	はいいえ	はいいえ	はいいた	はい ・ いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表)は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

1	١	
,	١	

項目	a	(b)	©	@	e	(f)	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい.	はい ・ いいえ	はい.	はいいえ	はい ・ いいえ	はい.	はいいれ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はい	はいいた	はい.	はい.	はいいれ	はい.	はいいた

<u>御 該当する項目を で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。</u>

—

項目	a	(b)	©	@	e	£	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

法人名
特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会
チェック欄

- 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
 - イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
 - ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法 人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う 者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
 - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上 であること
 - 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

項 目 (a) (b) (c) (d) (e) (f) 申請時 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を 有 • 有・無 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 有・ 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有 • 無 反対する活動 無 特定の公職の候補者若しくは公職にある者 有 • 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反 有・無 有・無┃有・無┃有・無┃有・無┃有・無 対する活動

項目	a	(b)	©	@	e	Œ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対 する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供 与の有無	有・無	有·無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有·無	有·無	有·無	有・無	有・無	有・無	有·無

(初葉)

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会チェック欄5次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ✓

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類

をその事務所において閲覧させること

へ 助成の実績を記載した書類

	での事務所において閲覧させることに同意する。 覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。											
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの											
口	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類											
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類											
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程											
亦	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日											

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名 特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること

チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

1	(a) (b)		©	a	e	(f)		
	有 · 無	有 ・ 無	有・無	有 • 無	有 · 無	有・無		

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの 利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック欄

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

(a) (b)			©			a e			①			申請時									
	有	•	(#)	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること

ナェック・棟

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

	欠格事由チェック表		
法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会		チェック木
は認定、 1 役員 イ 記 た場 例認	寺例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 忍定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利定特定非営利に場合である。 定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過	例認定を 活動法人 過しないも	又は当該特 の
(* く 金 暴 定 款 税 特 係 税 の 暴	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくはは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年力団の構成員等 (注2) 又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要とに係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人いずれかに該当する法人力団	望反したこ Fを経過し 経過しな E明書「そ	とにより、 ない者 い法人 (<u>証</u> の4」並で
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定 特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でそ の取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・	
口	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者の有無	有・	無
/\	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・	無
_	暴力団の構成員等の有無	有•	無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	ハいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・	いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を(注1)その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付す(注2)役員報酬規程等提出書には添付不要	添付するこ	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人		
Ĭ	暑 力団	171.	1.11.13

はい・いいえ

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

給与規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会職員就業規則第22条に規定する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の決定)

第2条 職員の給与は、学歴、職歴、経験、技能等を勘案 し、新たに命ぜられた職務の質及び勤務条件を考慮して、決定する。

2. 職員の給与は、月給又は年俸で決定する。

(月給職員の給与)

第3条 月給職員の給与は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当
 - ア 扶養手当
 - イ 住宅手当
 - ウ 通勤手当
 - 工 時間外手当
 - オ 休日手当
 - 力 調整手当

(年俸職員の給与)

第4条 年俸職員の給与は、年俸及び通勤手当とする。

2. 年俸の月額は、年俸の12分の1を基本とする。

第2章 諸手当

(扶養手当)

- 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。2. 前項の扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。
- (1) 配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)
- (2) 満18歳未満の直系卑属
- (3) 満60歳以上の直系尊属
- (4) 重度心身障害者

第6条 扶養手当の月額は、前条第2項第1号に該当する扶養親族については10,000円とし、同条同項第2号から第4号までの扶養親族については、それぞれ5,000円、その他扶養親族1人につき3,000円とする。

(住宅手当)

第7条 住宅手当は、自ら居住するための住宅(貸間を 含む)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っ ている職員に支給する。

ア 月額 30,000 円未満の家賃を払っている職員 10,000 円

イ 月額 30,000 円以上 50,000 円未満の家賃を払って

いる職員 15,000円

ウ 月額 50,000 円以上の家賃を払っている職員 20,000 円

(通勤手当)

第8条 通勤のため交通機関を利用する職員は、通勤手当として定期券1ヶ月の金額を支給する。

第9条 職員は、通勤手当の月額の変更すべき事項が生じた場合には、速やかにその旨を届けなければならない。

(時間外手当)

第10条 命令を受けて時間外又は深夜に勤務したときは、 労働基準法に定める割増率に準じて時間外手当を支給する。

(休日出勤の割増手当)

第11条 命令を受けて日曜日ならびに祝祭日に勤務し、 代休がとれないときは、労働基準法に定める割増率に準じ て休日出勤手当を支給する。

(調整手当)

第12条 調整手当は職務能力に応じて支給する。

第3章 給与の支払及び計算

(給与の支払及び控除)

第13条 給与は、本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の口座へ全額振り込むものとする。ただし、次の各号に掲げるものは給与から控除する。

- (1) 所得税
- (2) 健康保険料(介護保険料を含む)個人負担分
- (3) 厚生年金保険個人負担分
- (4) 雇用保険個人負担分
- (5) 給与から控除することに、職員の書面による了解を得られたもの。
- (6) その他

(給与の支給日)

第 14 条 給与は、毎月 25 日に締め、28 日に支給する。 ただし、支給日が休日にあたるときは、その前日に繰り上 げて支給する。

(日割・時間割計算法)

第15条 職員が、給与計算期間の中途にて、採用、退職 したときもしくは特に定めるものについては、日割又は時間割計算により支給する。

(給与の減額)

第16条 職員が欠勤(遅刻、早退、私用外出を含む)したときは、本給、諸手当から日割りによって減額し、支給する。

(給与減額の適用除外)

第17条 前条の規定にかかわらず、次の号に定める場合には、特に定めるもののほか、

給与の減額は行わない。

(1) 就業規則に定める年次有給休暇及び特別休暇の場合。ただし、特別休暇のうち業務上の負傷又は疾病によ

り欠勤した場合で、その療養期間中労働者災害補償保険の 給付を受ける期間は、この限りでない。

(2) 業務上負傷又は疾病により欠勤した場合で、医師の証明により最小限度必要と認める期間。ただし、この場合においても傷病手当金の支給を受けるときは、この限りでない。

(休職者の給与)

第 18 条 職員が休職を命ぜられたときには、給与を支給しない。ただし、休職の事情を考慮して、給与の全額またはその一部を支給することがある。

(退職及び死亡の場合の支給額)

第19条 定年退職及び当法人の都合による退職並びに死亡の場合には、その者が現に受けている本給の月額を退職した日が属する月について全額支給する。

(日割計算による給与支給対象)

第20条 次の各号の場合は、日割計算をもって支給する。

- (1) 新たに給与を受けることとなった場合
- (2) 給与に変更があった場合
- (3) 給与支給対象期間の途中で長期欠勤者となった 場合
- (4) 前条に規定する事由以外の理由で退職した場合

付則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成26年4月1日から適用する。

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

臨時職員就業規則

令和7年5月22日 運営委員会決定

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本規則は、特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会(以下「当法人」という) 臨時職員の労働条件その他就業に関する事項を定めるものである。
- 2. 臨時職員の就業に関する事項は、この規則に定める事項のほか、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 本規則は、当法人の業務遂行のために短期・臨時的に1日単位又は1時間単位で雇用する者に適用する。

第2章 就業時間及び休憩

(就業時間)

第3条 1日の所定就業時間は次のとおりとする。

始業 10時00分

終業 18時00分

休憩 12 時から 13 時までの 1 時間を基本とする。

第3章 賃 金

(賃金の構成)

- 第4条 賃金の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 基本賃金
 - (2) 交通費
- 2. 基本賃金は、次のとおりとする。
 - (1) 1日単位で雇用する者・・・・1日につき 9,100円
 - (2) 1時間単位で雇用する者・・・1時間につき 1,300円 ただし、研修期間 (3ヶ月) は、1時間につき 1,150円とする。
- 3. 交通費は、出張旅費規程に従い、実費を支給する。
- 4. 業務の難易度により、賃金の額を変更する必要がある場合は、理事長の承認を得るものとす

る。

(賃金の支払)

第5条 賃金は1日毎に計算し、翌週の初営業日に支払う。

付則

この規則は、平成 25 年 1 月 27 日から施行する。

- 2. この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 3. この規則は、令和4年4月1日から遡及適用する。
- 4. この規則は、令和7年4月1日から遡及適用する。

帳 簿 組 織 の 状 況

法人名		富士山測候所を活用する会					
伝 舅	票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間			
小口現金出	納帳	手書きルーズリーフ	毎日	10年			
総勘定元帳		会計ソフト (会計王) ルーズリーフ	月1回	10年			
仕訳日記帳		会計ソフト (会計王) ルーズリーフ	月1回	10年			
固定資産台	帳	表計算ソフト (エクセル) ルーズリーフ	都度	10年			
給与台帳		表計算ソフト (エクセル) ルーズリーフ	月1回	10年			

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人	名 特定非営利活動法人富士山測候所を 活用する会	(a)	Ф	©	d	e	£	申請時
役 員 数		28 人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの 人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族 等」のグループの人数	2人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
				就任等の状況							
氏 名	住 所	職名	名 続柄等	a	Ф	©	@	e	£	申請時	就任・退任 年月日
井出 里香		理事		0							平成22年7月 1日就任
臼杵 尚志		理 事		0							令和3年6月 5日就任 令和6年6月 8日退任
小野寺 昇		理 事		0							令和 6 年 6 月 8 日就任
大河内 博		理 事		0							平成22年7月 1日就任
片山 葉子		理 事		0							平成22年7月 1日就任
加藤(俊吾		理事		0							平成28年7月 1日就任
兼保直樹		理事		0							平成 22 年 7 月 1 日就任
鴨川 仁		理 事		0							平成29年7月 1日就任
小林 拓		理 事		0						-	平成26年7月 1日就任

櫻井 芳之		理事	0			平成26年7月 1日就任
佐々木一哉		理事	0			平成26年7月 1日就任
高橋 通子		理 事	0	 		 平成18年5月 月11日就任 令和6年6月 8日退任
田中 文男		理 事	0			 平成 18 年 5 月 月 11 日就任
田中義朗		理 事	0			令和3年6月 5日就任
土器屋由紀 子	_	理 事	0	 		 平成 18 年 5 月 月 11 日就任
長尾 年恭		理事	0			平成30年7月 1日就任
南齋 勉	-	理 事	0	 		 令和 6 年 6 月 8 日就任
楠城 一嘉	-	理事	0			令和3年6月 5日就任
畠山 史郎		理 事	0			平成 22 年 7 月 1 日就任
春名 薫	-	理 事		 	- -	 平成 22 年 7 月 1 日就任
平井 信行		理事	0			平成18年5月 11日就任
廣瀬 勝己		理 事		 	+	 令和 2 年 7 月 1 日就任

_			1 .	 		
藤井 敏嗣	理	事	0			平成28年7月 1日就任
古田 豊	理	事	0			平成 28 年 7 月 1 日就任
堀井 昌子	理	事	0			平成 22 年 7 月 1 日就任 令和 6 年 6 月 8 日退任
増山 茂	理	事	0			平成22年7月 1日就任 令和6年6月 8日退任
三浦 和彦	理	事	0			平成22年7月 1日就任
皆巳 幸也	理	事	0			平成26年7月 1日就任
村田 浩太郎	理	事	0			令和 6 年 6 月 8 日就任
山本 正嘉	理	事	0			令和3年6月 5日就任
和田龍一	理	事	0			令和 6 年 6 月 8 日就任
岩坂 泰信	監	事	0			令和3年6月 5日就任
佐藤 政博	監	事	0		<u> </u>	平成24年7月 1日就任 令和6年6月 8日退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。